

行政の関与の在り方について

行政の関与の在り方～論点項目～

1. 所轄庁による指導監督の在り方の見直し
2. 国・都道府県・市の役割と連携の在り方の見直し

1. 所轄庁による指導監督の在り方の見直し

1. 基本視点

- 福祉ニーズが多様化・複雑化する中、高い公益性と非営利性を確保する法人運営が求められることから、専門的な見地と地域住民・利用者の視点から、適正な法人運営を担保する仕組みが必要。
- 社会福祉法人制度改革により、ガバナンスや運営の透明性の確保、財務規律の確立を実現した上で、法人の自律性を前提とした行政の関与が必要。
- 他方、適正かつ公正な運営を確保する観点から、法令違反など不適正な運営を行う法人に対しては、実効性のある検査と厳格な処分等を行う必要がある。

2. 現状

- 社会福祉法上、国・都道府県・市は、社会福祉法人に対して、報告徴収及び検査をすることができる。とされている。(法第56条第1項)
- 社会福祉法に基づく検査については、法定受託事務として行われており、所轄庁において、社会福祉法人指導監査要綱に従い、社会福祉法人審査基準や社会福祉法人定款準則等に基づき、指導監査として行われている。なお、指導監査については、所轄庁ごとに独自の観点から指導が行われ、その内容に差異があるとの指摘がある。

(参考) 現行の指導監査の概要

○ 指導監査については、

(1) - 1 一般監査(定期監査)

① 原則、毎年実施

② 2年に1回(以下の要件をいずれも満たす法人)

(ア) 法人本部の運営について法及び関係法令・通知(法人に係るものに限る)に照らし、特に大きな問題が認められない

(イ) 当該法人が経営する施設など社会福祉事業等について、施設基準・運営費や報酬の請求等に特に大きな問題が認められない

③ 4年に1回(②を満たし以下のいずれかに該当する法人)

(ア) 外部監査を活用した場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると所轄庁が判断するとき

(イ) 当該法人において苦情解決への取組が適切に行われており、かつ、以下のいずれかの内容に積極的に取り組むことにより、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると所轄庁が判断するとき

㊦ 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めている。ただし、一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案して所轄庁が認める場合に限る。

なお、ISO9001の認証取得施設を有する法人についても、これと同様に取り扱って差し支えない。

㊧ 地域社会に開かれた事業運営が行われている。(福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われている)

㊨ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる。

(1) - 2 随時指導監査(随時監査)

以下のいずれかに該当する法人については、(1) - 1 - ②及び③の取扱いによらず実施

(ア) 法人の運営等に問題が発生した場合

(イ) 通報・現況報告書の確認の結果等で法人の運営等に問題が発生するおそれがあると認められる場合

(2) 特別監査

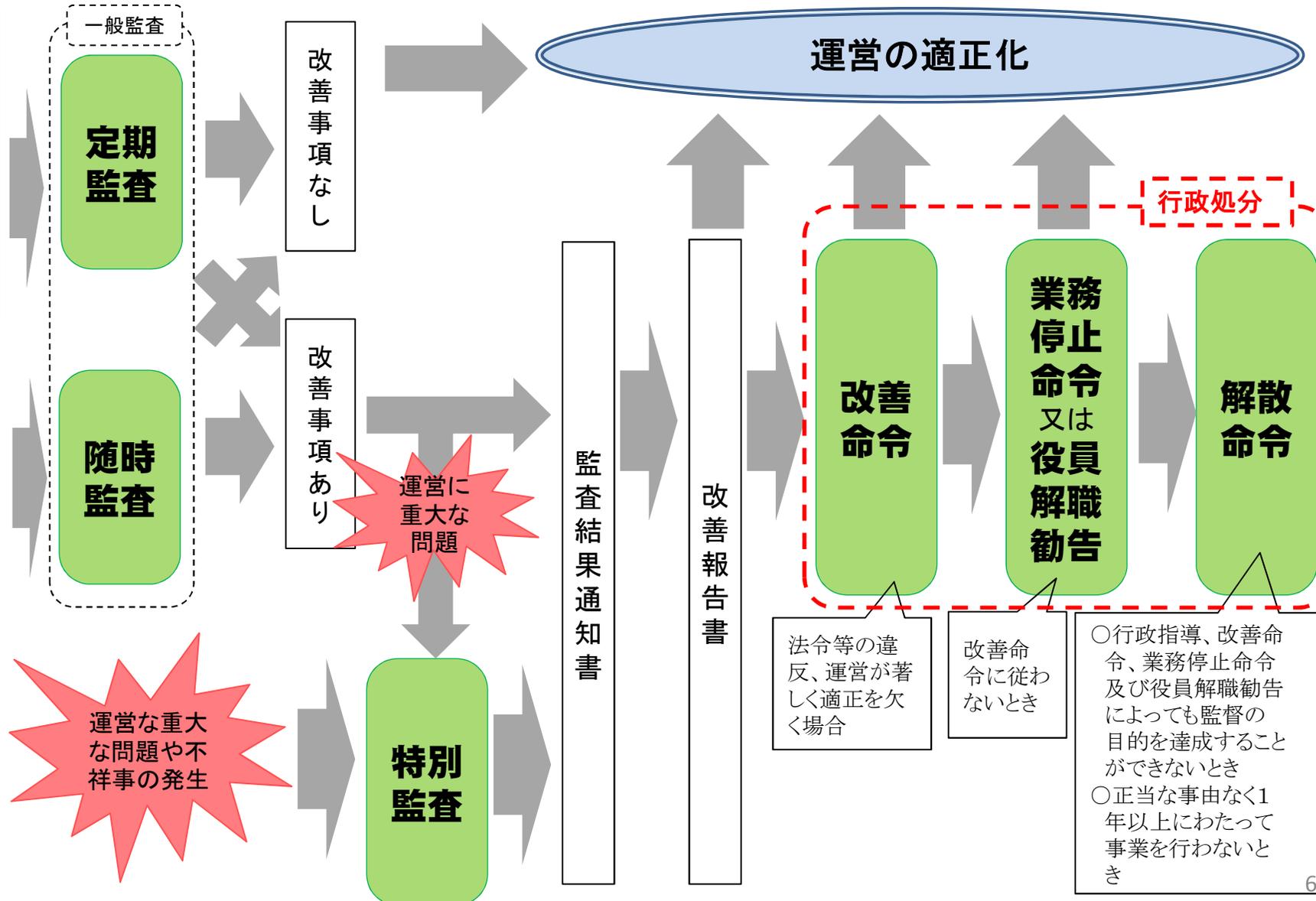
運営等に重大な問題を有する法人を主な対象として随時実施

社会福祉法人に対する監査及び処分の区分（現状）

■社会福祉法における社会福祉法人に対する行政上の監督に関する仕組みは、以下のとおりとなっている。

監査計画の策定
■法令遵守の状況
法人本部、施設の
運営に問題が認め
られない場合
⇒2年に1回
■法人の積極的な
取組が評価※でき
る場合
⇒4年に1回
※外部監査の活用等

通報や現況報告書
の確認等により、運
営に問題があるお
それ



3. 課題

- 不適正な支出や会計処理に対して、監事や所轄庁による専門的な見地からの監査が十分に機能していないとの指摘がある。
- 社会福祉法人に対する指導監督は、画一的な対応などがとられているため、機動的な運営を阻害しているとの指摘がある。法人の自律性を前提とした指導監督が必要。
- 評議員会の位置づけを諮問機関から議決機関へ改め、評議員の構成を見直す場合、地域住民や利用者の意見を法人運営に反映する場を別途確保することが必要。
- 公益財団法人制度において行政庁に付与されている立入検査など実効性のある検査を実施する権限に関する規定が明確にされていない。

(参考)

■規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定) 抄

- 一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して、外部機関による会計監査を義務付ける。
- 所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。
- 経営の悪化した社会福祉法人に対して、所轄庁が措置命令等の行政処分に先駆けて助言や勧告を行える措置を講じる。

■社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書(平成26年7月4日) 抄

5. 法人の監督の見直し

ア 所轄庁の法人監査の見直し

(行政による監査、外部監査、第三者評価等の役割の整理)

- 法人監査、施設監査、第三者評価、介護サービス情報の公表制度など、法人活動の評価方法は多様である。これらの制度の運用が、法人にとって過度な負担とならないよう、項目の重複や時間的な隔たりがないよう、それぞれの役割を明確にするとともに、実施方法の配慮など工夫すべきである。
- 法人監査については、運営状況に係る監査と財務に係る監査を峻別し、財務に係る監査については、外部監査の活用を積極的に図るなどの見直しを検討すべきである。

(法人監査の仕組みの見直し)

- 法人監査の中で、定款の内容や理事会等の開催状況だけでなく、地域における公益的な活動の実施状況やサービスの質の向上への取組も確認するなど、監査の仕組みの変更を検討すべきである。

イ 財務に係る外部監査の活用等

(外部監査の義務化)

- 一定の規模以上の社会福祉法人については、公認会計士等の専門家による外部監査を義務付けることを検討すべきである。

他の公益法人制度との比較①

		社会福祉法人	一般財団法人	公益財団法人	学校法人	医療法人
報告・検査	要件	○ 法令等が遵守されているかどうかを確認する必要がある場合	×	○ 公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な場合	○ 法律の施行に必要な場合	○ 法令等に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがある場合
	方法	・報告徴収 ・検査		・報告徴収 ・立入検査	・報告徴収 ・立入検査	・報告徴収 ・立入検査
勧告及び公表	要件	×	×	○ ① 公益認定の基準のいずれかに適合しなくなったとき ② 公益法人の事業活動等の規定を遵守していないとき ③ 法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したときのいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合	×	×
	方法			・勧告 ・勧告内容の公表		

他の公益法人制度との比較②

		社会福祉法人	一般財団法人	公益財団法人	学校法人	医療法人
措置命令	要件	○	×	○	○	○
	方法	法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠く場合 ・措置命令	/	勧告を受けた法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかった場合 ・措置命令	法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠く場合 ・措置命令	法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠く場合 ・措置命令
役員解職勧告・業務停止命令	要件	○	×	×	○	○
	方法	措置命令に従わない場合 ・業務停止命令 ・役員解職勧告	/	/	措置命令に従わない場合 ・役員解職勧告	措置命令に従わない場合 ・業務停止命令 ・役員解職勧告
解散命令等	要件	○	○	○	○	○
	方法	法令等に違反した場合で、他の方法により監督の目的を達することができない場合、又は正当の事由がないのに1年以上にわたってその目的とする事業を行わない場合 ・解散命令	裁判所が公益を確保するため、法人の存立を許すことができないと認める場合 ・解散命令	措置命令に従わない場合 ・公益認定取消	法令等に違反した場合で、他の方法により目的を達することができない場合 ・解散命令	法令等に違反した場合で、他の方法により監督の目的を達することができない場合 ・設立認可取消

4. 考え方

- 社会福祉法人に対する指導監督については、法人運営の中で行政が関与すべき範囲を明確にして重点的に監査等を行うとともに、専門性を要する分野等においては外部の機関等を積極的に活用することにより、全体として指導監督の機能強化を図るべきではないか。

具体的に以下の事項などに取り組んではどうか。

(会計監査人の設置義務付け)

一定規模以上の法人(基準は収益※及び負債を設定)に会計監査人の設置を義務付ける。具体的には、上場企業における監査費用の対売上高比率を参考に設定する。

※「2014年度版上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書(監査人・監査報酬問題研究会)」によると、売上高10億円以下の上場企業における監査証明報酬の対売上高比率は、約0.5%となっている。

(運営協議会の設置)

法人ごとに地域代表や利用者代表の意見を聴く場(「運営協議会」)を置くことができることとする。

※「地域協議会」は、地域公益活動に係る地域ニーズを把握する等のため、地域単位で設置する機関。「運営協議会」は、個別の法人運営に対し地域住民、利用者の意見を反映させるため、法人ごとに設置する機関として位置づけてはどうか。

(外部監査等の実施による監査との役割分担)

専門的な見地と地域住民・利用者の視点から、適正な法人運営の担保を効果的に行うため、以下の一定の要件を満たす法人については、定期監査の実施周期の延長や監査項目の重点化等の仕組みを導入。

- ① 社会福祉法人制度改革に即したガバナンスや運営の透明性の確保、財務規律の確立等に適切に対応している法人
- ② 財務諸表や現況報告書のほか、会計監査人が作成する会計監査報告書及び「運営協議会」の議事録を提出して、所轄庁による審査の結果、適切な組織運営・会計処理の実施や地域等の意見を踏まえた法人運営が行われている法人

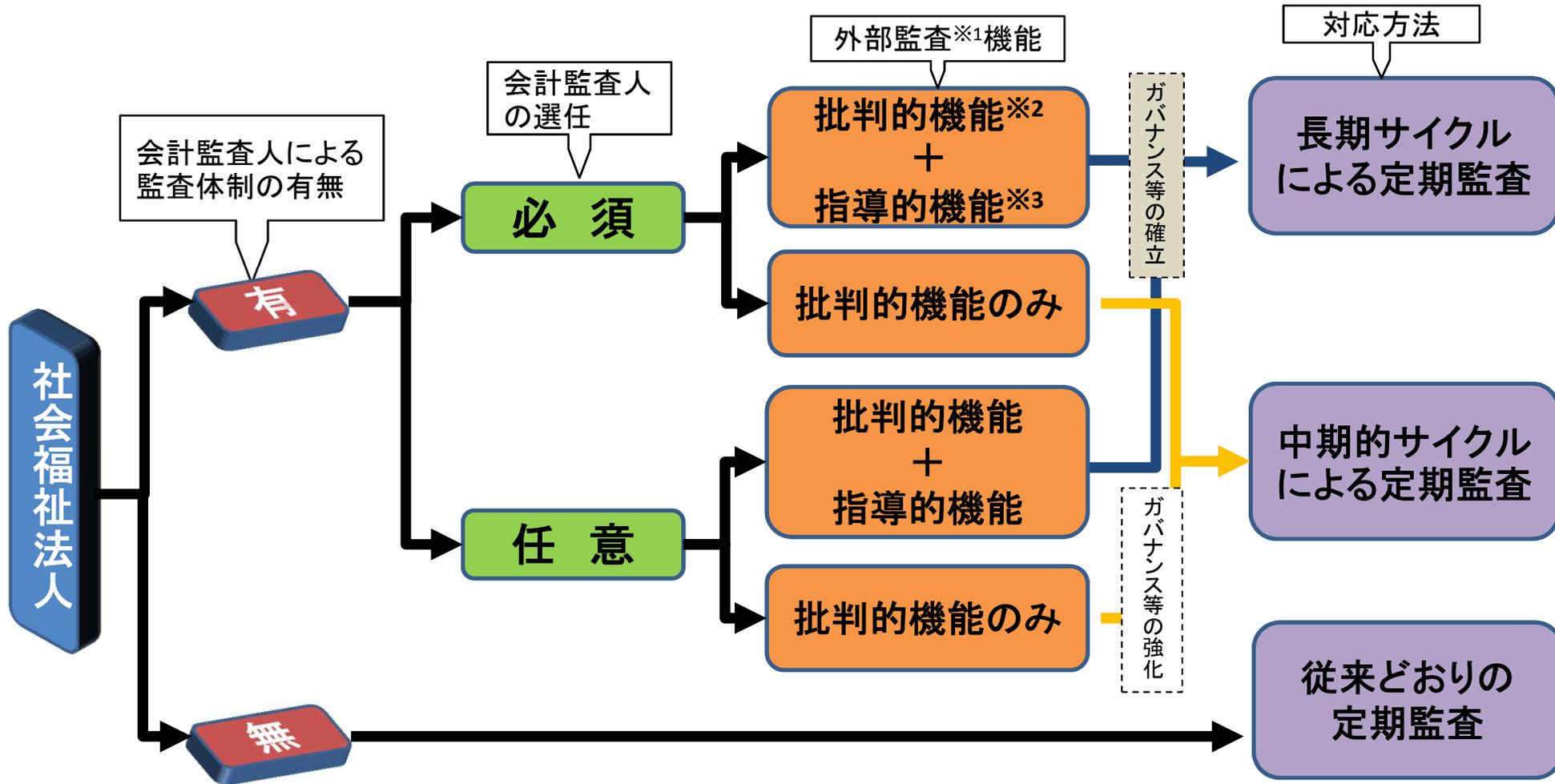
- その他、所轄庁の指導監督については、

- ① 法令違反等の不適正な運営が行われていないかを確認し、実効性ある是正措置等を講ずることができるよう、立入検査等詳細な検査に係る権限規定
- ② 経営改善や法令遵守等の徹底の観点から、勧告・公表に係る規定を整備してはどうか。

外部監査の比較

	社会福祉法人		学校法人	医療法人		社会医療法人	社団法人・財団法人		株式会社
	通知		法律	通知		通知	一般	公益	
根拠	通知		法律	通知		通知	法律	法律	法律
法人規模	次のいずれかに該当する法人 ①資産額100億円以上 ②負債額50億円以上 ③収支決算額10億円以上	左記以外の法人	1,000万円以上の助成を受けている法人	病院又は介護老人保健施設等を開設する法人	負債100億円以上の医療法人	社会医療法人債を発行する法人	負債額200億円以上の法人	次のいずれかに該当する法人 ①収益又は費用損失が1,000億円以上 ②負債額50億円以上	資本金5億円以上又は負債額200億円以上
実施回数	2年に1回	5年に1回	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
外部監査実施義務の程度	望ましい	同左	公認会計士又は監査法人による監査報告書が必須	望ましい	公認会計士又は監査法人による監査又は指導を受けることが望ましい	公認会計士又は監査法人による監査報告書が必須	会計監査人の設置を義務	同左	会計監査人の設置を義務
実施者	・公認会計士 ・監査法人 ・税理士 ・会計の知識を有する者 ・社会福祉事業の学識経験者	同左	・公認会計士 ・監査法人	同左	同左	同左	同左	同左	同左
監査実施回数上の取扱い	一般監査のうち定期監査の実施回数を4年に1回に変更	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし

会計監査人による監査体制の有無と行政による監査の実施周期（イメージ）



※1:外部監査とは、公認会計士法第2条第1項に規定する財務書類の監査をいう。

※2:批判的機能とは、会計処理又は財務諸表の適否を批判的に検討する機能をいう。

※3:指導的機能とは、監査を通じて、会計処理上の欠陥等につき助言・勧告を行い、信頼し得る財務諸表を作成するため、管理体制の整備なども含めて指導する機能をいう。

(注1)このほかに法人内部において監事による監査が行われる。

(注2)監査の実施周期の延長のほか、行政による監査項目の重点化を検討予定。

2. 国・都道府県・市の役割と連携の在り方の見直し

1. 基本視点

- 法人に対する指導監督については、国・都道府県・市それぞれの機能と役割を明確に位置づけた上で、国は制度を所管し、その適正な運用を確保する観点から、都道府県は広域的な地方公共団体として管内の所轄庁の連絡調整や支援を行う観点から、重層的に関与する仕組みが必要。
- 法人の財務諸表、現況報告書等の運営に関する情報は、都道府県や国において収集分析の上、サービス利用者や法人経営者の利用に供し、あるいは制度や運用の改善に活用できる仕組みとすることが必要。

2. 現状

- 社会福祉法人の所轄庁は、その行う事業が
 - ・ 都道府県の区域内である場合は、都道府県※
 - ・ 市の区域内である場合は、市
 - ・ 2以上の都道府県の区域にわたる場合は、国（地方厚生局※を含む。）とされている。

※ 今後、2以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を地方厚生局から都道府県に移譲、都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限を都道府県から指定都市に移譲予定。
- 社会福祉法人は、現況報告書並びにその添付書類である貸借対照表及び収支計算書を所轄庁に対して提出することとなっている。

(参考1)

○社会福祉法(昭和26年法律第45号) 抄

(所轄庁)

第三十条 社会福祉法人の所轄庁は、都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。

一 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人(次号に掲げる社会福祉法人を除く。)であつてその行う事業が当該市の区域を越えないもの 市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)

二 第百九条第二項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人 指定都市の長

2 社会福祉法人でその行う事業が二以上の都道府県の区域にわたるものにあつては、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。

(一般的監督)

第五十六条 厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは市長は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、社会福祉法人からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。

2 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

3 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員 of 解職を勧告することができる。

4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。

(参考2)

○地方自治法(昭和22年法律第67号) 抄

第二条 (略)

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。

4 (略)

5 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるものを処理するものとする。

6~17 (略)

第五条 (略)

2 都道府県は、市町村を包括する。

(参考3-1)一般市への権限移譲の経緯

地方分権改革推進委員会第一次勧告(平成20年5月30日) 抄

第3章 基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大

(1) 基礎自治体への権限移譲の推進

イ 基礎自治体への権限移譲の方針と権限移譲を行うべき事務

別紙1 基礎自治体への権限移譲を行うべき事務

法令名	条	項	事務内容	移譲先	移譲の方針
社会福祉法	31	1	社会福祉法人の定款の認可	市	すでに中核市において処理している事務内容に該当するもの
	56	1	社会福祉法人に対する報告徴収及び検査		
	56	3	社会福祉法人に対する業務停止命令等		
	56	4	社会福祉法人の解散命令		

地方分権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定) 抄

第3 基礎自治体への権限移譲

別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置

1 権限移譲を行うもの

(1) すべての市へ移譲する事務

③ 社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している社会福祉法人に関する定款の認可、報告の徴収及び検査、業務停止命令等並びに解散命令(社会福祉法(昭26法45)31条1項、56条1項、3項及び4項)については、主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であってその行う事業が当該市の区域を超えないものに関するものに限り、すべての市へ移譲する。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
(平成23年法律第105号。第二次地方分権一括法)

平成25年4月から社会福祉法人の認可等の権限が一般市へ移譲

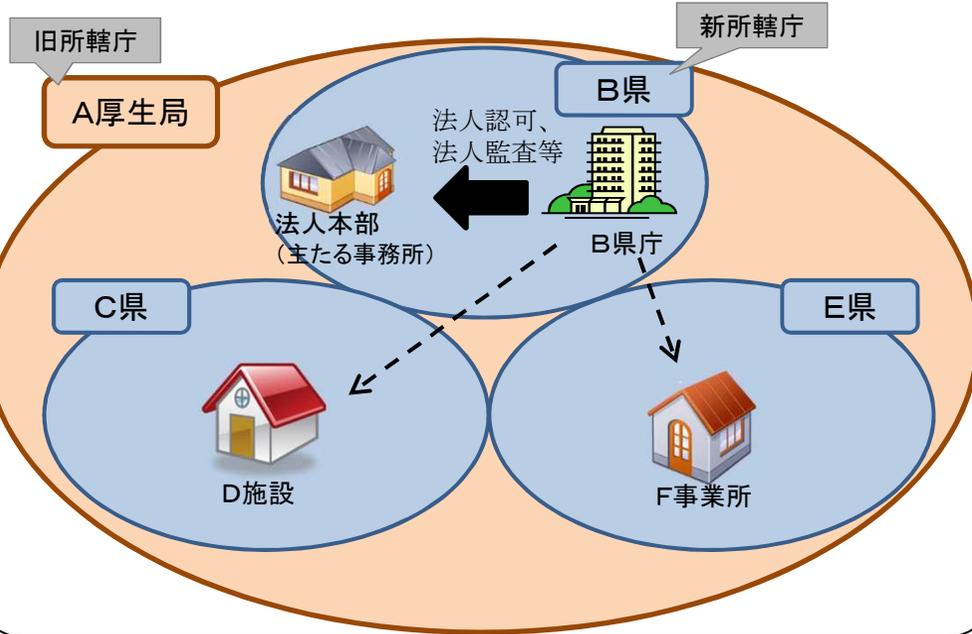
(参考3-2) 今後の権限移譲の予定

- 「経済財政運営と改革の基本方針について」(平成25年6月14日閣議決定)
- 「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」(平成25年9月13日地方分権改革推進本部決定)
- 「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日地方制度調査会答申)

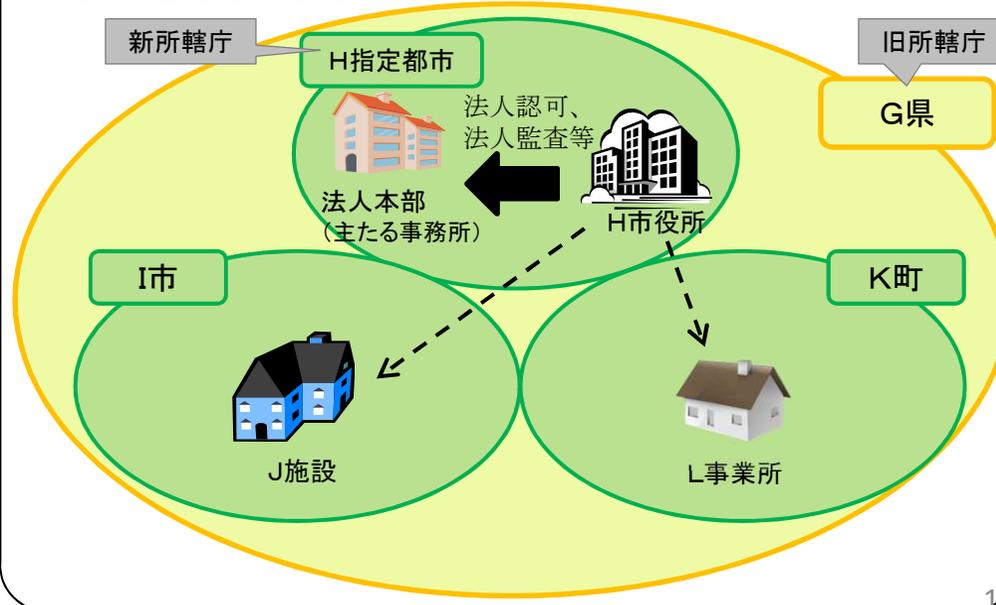
「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)

今後、社会福祉法人の認可等に関する権限を見直し

2以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を**地方厚生局から都道府県に移譲**



都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限を**都道府県から指定都市に移譲**



(参考4) 法人の所轄庁の類型

主たる事務所所在地 事業実施区域	指定都市	中核市	一般市	町村
他県	地方厚生局			
指定都市	指定都市	都道府県		
中核市	都道府県		中核市	
一般市	都道府県		一般市	
町村	都道府県			

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)

主たる事務所所在地 事業実施区域	指定都市	中核市	一般市	町村
他県	都道府県			
指定都市	指定都市	都道府県		
中核市	都道府県		中核市	
一般市	都道府県		一般市	
町村	都道府県			

※厚生労働本省所管法人は除く。

3. 課題

- 社会福祉法においては、国・都道府県は所轄庁としてのみ位置づけられ、広域的な行政機関等としての役割が明確にされていない。特に、都道府県が市を支援する仕組み等がないことから、市において適切な対応が難しい場合があるといった指摘がある。
- 所轄庁に提出される財務諸表、現況報告書等の情報については、所轄庁が保有するのみで、市から都道府県、国に報告される仕組みがなく、データとして活用されていない。
- 広域的に事業を展開する法人の場合に、法人所轄庁と事業所・従たる事務所が所在する区域の法人所轄庁との連携についての仕組みがない。

■規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定) 抄

- 全国の社会福祉法人の財務諸表を集約し、一覧性及び検索性をもたせた電子開示システムを構築する。

■社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書(平成26年7月4日) 抄

4. 法人運営の透明性の確保

ウ 都道府県、国単位での情報集約

(都道府県や国で集約するシステムの構築)

- 各法人や所轄庁で公表するだけでなく、都道府県や国で法人の財務諸表等を集約し、経営状況を分析するシステムの構築を検討するべきである。

5. 法人の監督の見直し

ウ 所轄庁の連携、監督能力の強化

(所轄庁の連携)

- 社会福祉法人の所轄庁の権限移譲が更に進むことを踏まえ、社会福祉法人の所轄庁と当該社会福祉法人の運営する事業所が所在する地方公共団体との連携の仕組みを検討するべきである。

(所轄庁の監督能力の強化)

- 所轄庁の監督能力の向上のため、指導監督内容を統一するための基準の策定やブロック単位での研修を実施することを検討するべきである。

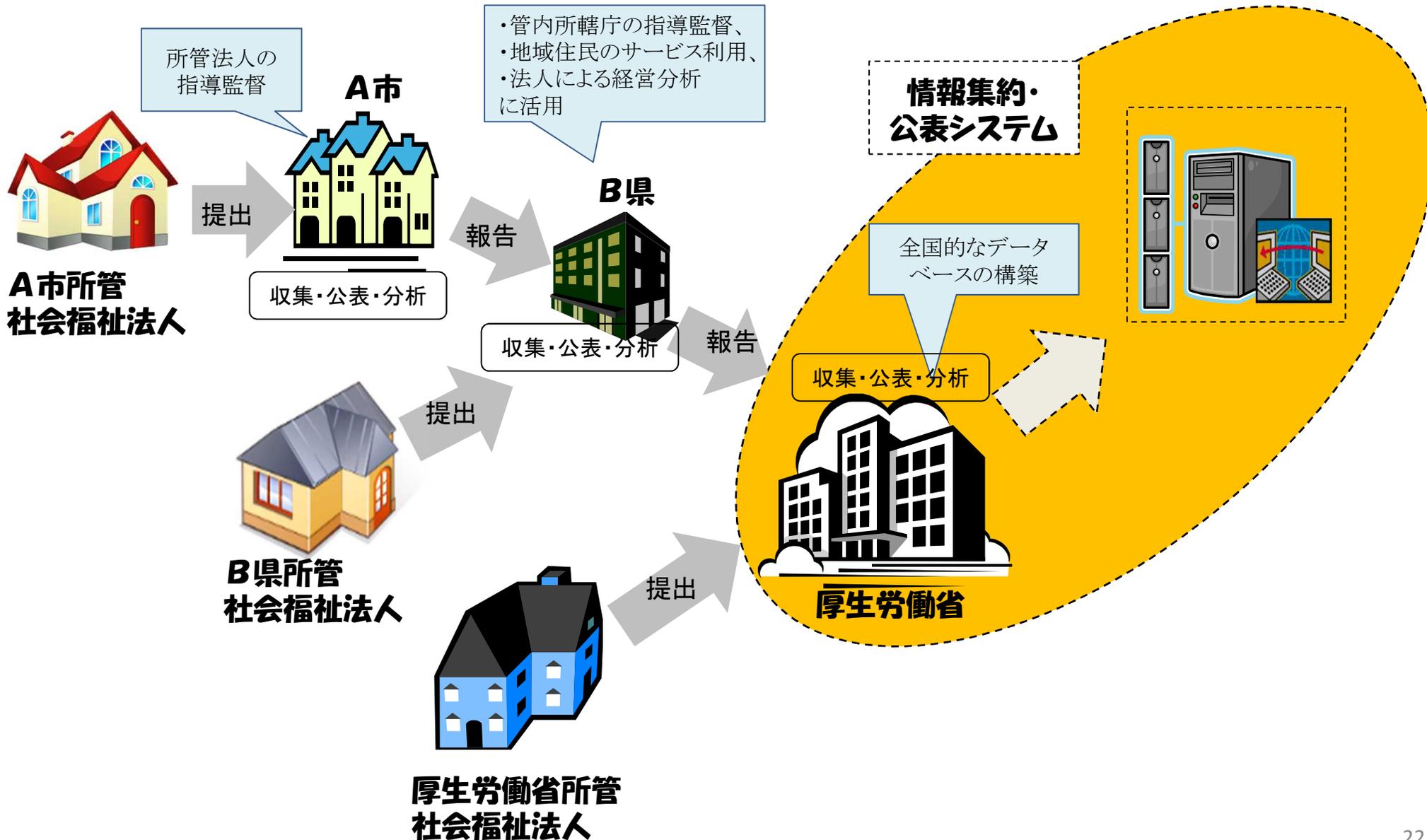
(全国の法人を把握する仕組み)

- 所轄庁だけでなく、国において全国の社会福祉法人の現況を把握する仕組みを構築するべきである。

4. 考え方

- 今後の社会福祉法人の指導監督については、国・都道府県・市それぞれの役割に応じて、連携・支援する仕組みとすべきであり、所轄庁としての役割のほかに、
 - ① 都道府県においては、広域的な地方公共団体として、管内の市による指導監督を支援する役割
 - ② 国においては、制度を所管し、適正な運用を確保する役割を担うこととし、そのために必要な連携等に係る規定を整備すべきではないか。
- また、財務諸表、現況報告書等については、所轄庁として法人の指導監督等に活用するほか、
 - ① 都道府県は、広域的な地方公共団体として、管内の法人に係る書類を収集の上、法人規模や地域特性に着目した分析を行う等により、管内所轄庁の支援、地域住民のサービス利用、法人による経営分析に活用できるようにし、
 - ② 国においては、都道府県において収集した情報を基に、全国的なデータベースを構築するべきではないか。
- 法人の広域的な事業展開に対応するため、法人所轄庁と当該法人の事業所又は従たる事務所が存在する区域の法人所轄庁である都道府県又は市との連携に関する所要の規定を認定NPOの監督の仕組みを参考に整備すべきではないか。

情報集約・公表のイメージ



(参考) 社会福祉法人の経営判断を行うための指標

■ 経営判断指標策定の経緯

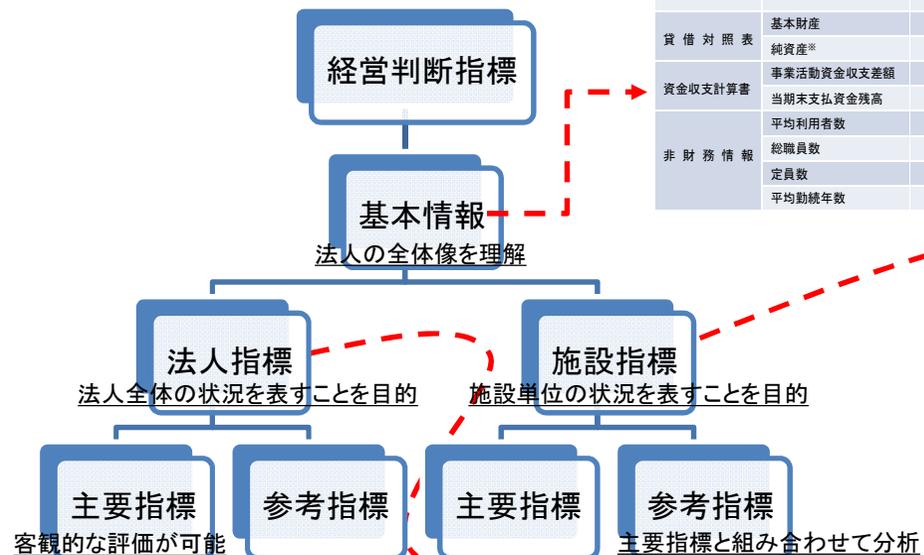
- 平成25年6月の「規制改革実施計画」において、法人の経営情報の公表がより効果的に行われるための具体的な方策について検討し、結論を得ることとされ、具体的な実施時期としては、平成25年中に結論を得て、平成26年度当初から措置とされたことを受け、同年8月に具体的な方策の一つとして、経営情報の公表に加え、法人の経営状態の分析・理解を可能とする経営判断指標(財務諸表で示される数値情報を使用した財務状況の定量的評価手法を含む。)の策定について、日本公認会計士協会へ技術協力を依頼したもの。
- 厚生労働省の正式な要請に基づいて、日本公認会計士協会において、協会の研究事業として実施し、本年7月に策定が完了。

■ 経営判断指標の構成等

- 法人が作成する新会計基準に基づく財務諸表から得られる情報を基礎とし、一部において法人規模等に関する非財務情報を組み合わせることを基本

分類	基本情報	使用する指標区分		摘要
		法人	施設	
事業活動計算書	経常収益	○	○	サービス活動収益計+サービス活動外収益計
	経常費用	○	○	サービス活動費用計+サービス活動外費用計
	段階別活動増減差額	○	○	経常増減差額 当期活動増減差額
貸借対照表	基本財産	○	○	
	純資産*	○		
資金収支計算書	事業活動資金収支差額	○	○	
	当期末支払資金残高	○		
非財務情報	平均利用者数	○	○	
	総職員数	○	○	
	定員数		○	
	平均勤続年数		○	

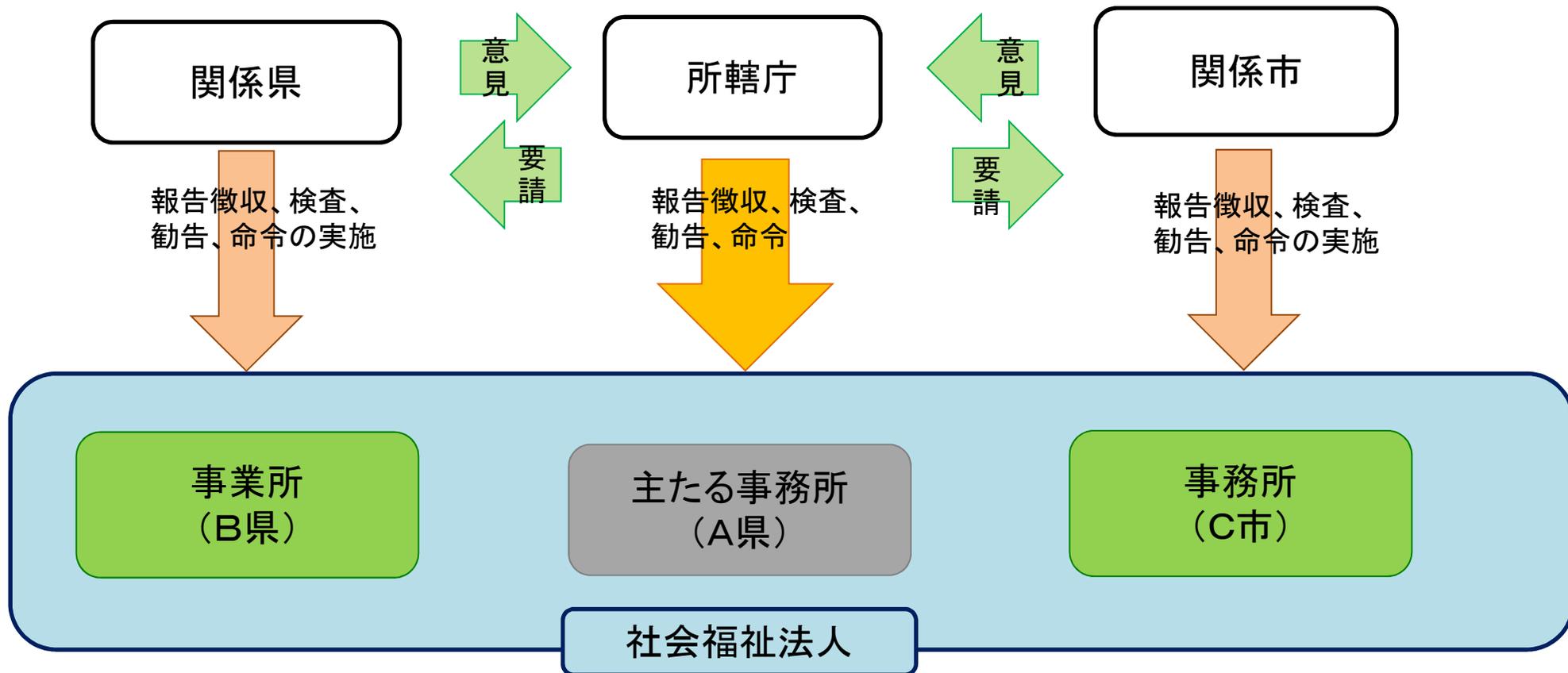
		主要	参考	
適正な施設運営の質V	全体	利用者一人当たりサービス活動費用		
	人員	利用者一人当たり人件費	職員一人当たり人件費	
			利用者一人当たり職員数	
			常勤職員割合	
	設備	施設整備		定員一人当たり床面積
施設状態と更新		固定資産老朽化率		
経営状態	収益性	利用者一人当たりサービス活動収益	職員一人当たりサービス活動収益	
			補助金事業収益比率	
稼働状況<利用度>		施設稼働率(利用率)	区分別利用者構成比率(保育、介護、障害等)	



		主要	参考	
経営状態	収益性	経常増減差額率	職員一人当たりサービス活動収益	
	安定性・持続性	短期安定性	流動比率	当座比率
				現金預金対事業活動支出比率
		長期持続性	純資産比率	純資産比率(正味)
		固定長期適合率	固定比率	
	資金繰り	借入金償還余裕率	借入金償還余裕率(正味)	
			債務償還年数	
			事業活動資金収支差率	
	合理性	費用	人件費比率	人件費・委託費比率
			事業費比率	支払利息率
資産		事務費比率	減価償却費比率	
			正味金融資産額	正味金融資産・減価償却累計額比率
	積立率			
	固定資産老朽化率			
効率性		純資産経常増減差額率		
経営自立性		自己収益比率		

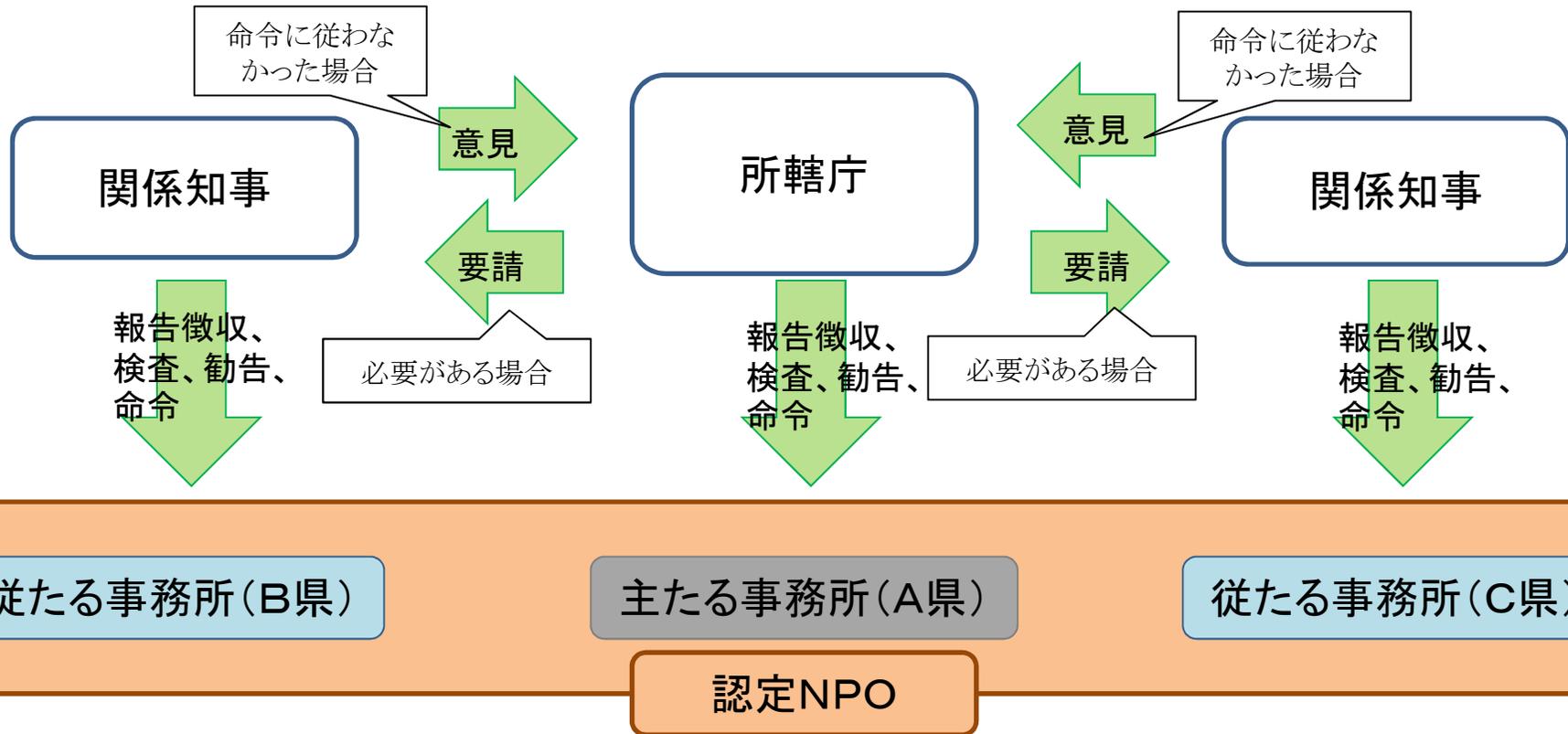
広域的に事業展開する社会福祉法人に対する指導監督体制（イメージ①）

- 2以上の都道府県又は市の区域内に事務所又は事業所を設置する社会福祉法人について、法人所轄庁における監督を補完するため、主たる事務所所在地以外の都道府県又は市（以下「関係县市」という。）に対して、当該関係县市も、法人所轄庁の要請に基づき、法人所轄庁の一定の監督権限（報告徴収、検査、勧告、命令）を行使をすることができる。
- 関係县市は、法人所轄庁に対して、命令に従わなかった場合、適切な措置を採るべき意見を述べることができる。
- 法人所轄庁は、関係县市に対して、必要があると認めるときは、採るべき措置を要請できる。



(参考) 認定NPO法人の監督の仕組み

- NPO法において、2以上の都道府県に事務所を置く法人については、主たる事務所の所在地の都道府県、1の指定都市の区域のみに事務所を置く法人については、指定都市が所轄庁となる。
- 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPOについて、所轄庁における監督を補完するため、従たる事務所所在地の知事(以下「関係知事」という。)も、当該都道府県内において、一定の監督権限(報告徴収及び検査、勧告、命令)を行使することができる。
- 関係知事は、認定NPOが命令に従わなかった場合、所轄庁に対し、適切な措置を採るべきことが必要である旨の意見を述べるることができる。
- 所轄庁は、必要があると認めるときは、関係知事に対し、採るべき措置を要請できる。



広域的に事業展開する社会福祉法人に対する指導監督体制（イメージ②）

